

学校いじめ防止基本方針

静岡県立静岡東高等学校

第1章	基本的事項	1
第2章	組織の設置	3
第3章	いじめの防止	3

平成26年7月16日 適用
平成31年3月19日 改訂・適用

第1章 基本的事項

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視される
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったり、いじめられていても本人がそれを否定する場合もあることから、周囲の状況とともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどしてしっかりと確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止対策のための組織である「いじめ防止対策委員会」（第2章参照）が行う。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にもどの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる可能性がある。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守れなかつたり問題を隠すような雰囲気があつたりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がつたりする存在、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない生徒がいることにも注意を払う必要がある。

3 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめの防止

○いじめはどの生徒にも起こりうるという認識を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等し

- く認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 具体的には、未然防止の基本は、全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できることであるので、そのような「授業づくり」や「集団づくり」を行う。
 - 友人関係や勉強に関するストレスがいじめの原因になりやすい。勉強に関するストレスをなくすには、授業についていけない焦りや劣等感を取り除くために、わかりやすい授業、すべての生徒が参加・活躍できるような授業を工夫する。
 - 友人関係のストレスをなくすには、学校行事の中で、一人一人が生きる集団づくり、社会性の育成を行っていく。すべての生徒に対して、行事の中で活躍できる場面を設定することにより、「居場所づくり」「絆づくり」を行ない、他人の役に立っている、他者から認めてもらえていると感じること、すなわち「自己有用感」を持たせることがポイントである。
 - 加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
 - さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしないよう、指導の在り方に最新の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。そのためには、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われやすいことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

学校では、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
(→第2章「いじめ防止対策委員会」)

いじめであることが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、加害生徒に対しては事情を確認した上で、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、生徒の人格の成長に主眼を置く。また、いじめが起きた集団に対しても、加害・被害双方の当事者だけでなく、周りの生徒との関係の修復を経て集団全員の好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。このような措置を行う際には、全教職員の共通理解の下、家庭（保護者）や教育委員会へ連絡・相談し、協力を得る。事案に応じては、警察等の関係機関・専門機関とも連携して対応に当たる。

第2章 組織の設置

1 組織の名称

「いじめ防止対策委員会」

2 構成員

教頭、生徒指導課長、教育相談課長、各学年主任、養護教諭（1名）

3 役割

学校におけるいじめ防止対策、いじめの早期発見及び対処に関する措置を組織的かつ実行的に行うための中核的な役割を担う。具体的には、

- (1) 学校基本方針に基づく取組の確実な実施
- (2) 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- (3) いじめの相談・通報の窓口
- (4) いじめと認知できるかどうかの判断
- (5) いじめが認知された時の組織的対応、方針の決定と実行
- (6) いじめが認知され初期指導及び事後指導が実施された後の関係の修復状況の確認

なお、必要に応じて、学校カウンセラーにも組織に参加していただき、協議することとする。

4 定例会

委員会は、4月、10月、2月の年間3回、定例会を開催する。（P D C Aサイクルの実行）

第3章 いじめの防止

1 人間関係づくり

周囲の友人や教職員との信頼関係を築く事により、クラスを「集合」状態から一定の規律と仲間意識が存在する「集団」へと変えていく。

(1) 学校行事を通じた人間関係づくり

- ア 文化祭でのクラス参加
- イ 球技大会
- ウ 体育大会
- エ 修学旅行

クラス担任は東陵祭でのクラス参加（1年次の校内装飾及び2、3年次のHRP）・球技大会・体育大会・修学旅行などの学校行事を通じて、一人一人が活きる集団づくりや社会性の育成を行っていく。また行事の中で活躍できる場を設定することにより「居場所づくり」「絆づくり」を行わない、「自分は他者から認められている」「自分は何らかの役割を遂行することによって集団に貢献している」という感覚（自己有用感）を持たせる。

(2) 構成的グループエンカウンター

クラス担任は、4月当初、クラスごとに構成的グループエンカウンターを1時間のプログラムで実施し、生徒の自己理解・相互理解を深めるとともに人間関係の構築を図る。

2 いじめ防止教育

(1) 教科指導を通じてのいじめ防止教育

各教科担任は、教科指導の中でいじめ防止に関する教育を実施する。

(例)「現代社会」や「政治経済」の授業における人権学習など

(2) 「教育相談だより」を通じてのいじめ防止教育

教育相談担当者は、生徒向け「教育相談だより」にいじめの具体像を列挙したり、いじめについての法的・人権的な見解などを掲載することにより、いじめに関する認識を共有させたり、「いじめは全体に許されない」という雰囲気を学校内に醸成していく。

(3) 保育介護体験実習を通じてのいじめ防止教育

1年生担任及び1年部は、保育介護体験実習を通じて生徒に弱者へのいたわりの気持ちを醸成するとともに、役割の遂行によって生徒に自己有用感を育成する。

3 情報モラル教育

(1) 「情報」の授業を通じての情報モラル教育

「情報」担当教員は、「情報」の授業で携帯電話やスマートフォンの使用上の注意やマナーを取り扱う。

(2) 「情報モラル講座」の開催

生徒指導課が中心となって、携帯電話やスマートフォン等の使用に関するアンケートを実施し、年間計画に「情報モラル講座」を設定する。

(3) 生徒向け「教育相談だより」を通じての情報モラル教育

教育相談担当者は、生徒向け「教育相談だより」を通じて携帯電話やスマートフォンの使用上の注意やマナーを取り扱う。

4 わかる授業の実施

(1) 授業公開

(2) 授業参観

(3) 生徒授業アンケート

授業についていけない焦りや劣等感など勉強に関するストレスがいじめの原因になりやすいため、各教科担任は、授業公開・授業参観・生徒授業アンケートによる授業改善に取り組み、「わかる授業」「全ての生徒が参加・活躍できる授業」の工夫を実践する。

5 職員校内研修の実施

(1) 構成的グループエンカウンターに関する研修会の実施

教育相談担当者は、教職員を対象に構成的グループエンカウンターの運営に関する研修会を実施する。

(2) いじめに関する職員校内研修の実施

外部から講師を招き、いじめに関する職員校内研修を実施する。

第4章 いじめの早期発見

1 観察

全教員は生徒の日常生活や授業時・部活動時の様子を観察し、いじめの発見に努める。特にクラス担任は、HRの役員決めや体育大会・球技大会の選手決め、修学旅行時の班分け等に際して、仲間はずれにされている生徒がいないかを観察する。

2 面談

クラス担任は年度当初や生活指導週間における面談や三者面談を通じて、いじめ等の問題が発生していないかを調査・確認する。

3 生活指導週間の活用（アンケート調査）

クラス担任は、生活指導週間に実施される自己診断シートの中の【健康・友人関係】に一項目でも〇があったり、気になるコメントを書いていたりする生徒がいたら、すぐに学年主任に報告し、書いてあることについて生徒と面談を行う。

- ① いつ頃から行われ、今はどうなのか。
- ② 誰から行われたのか。
- ② どのような態様であったのか。
- ④ 今の本人の気持ちはどうなのか。

その結果によっては「相談室連絡会議」もしくは「いじめ防止対策委員会」で取り上げ、対応を検討する。

4 「いじめ」アンケートの実施と保管

生徒指導課長（または教頭）は年1回の「いじめ」アンケートを実施し、申告のあった生徒の確認を学年等に依頼して集約する。その結果によっては、「相談室連絡会議」もしくは「いじめ防止対策委員会」で取り上げ、対応を検討する。なお、アンケートは該当学年の卒業まで保管する。

5 「心の教育」におけるいじめの実態把握と保護者との連携

クラス担任は「心の教育」時に、いじめ関連のプリント（いじめの事例やいじめ防止の方策などを掲載。いじめ防止対策委員会が作成。）を配布し保護者に説明する。その上で生徒がいじめ被害に遭ったときやその疑いがあるときは早急に連絡するよう依頼する。

6 校内支援機関（教育相談室・スクールカウンセラー）の宣伝と活用

教育相談担当者は生徒・保護者に対して生徒向け「教育相談だより」を通じて教育相談室及びスクールカウンセラーの宣伝を行う。また入学式・PTA総会・保護者会等で保護者に宣伝を行い、教育相談室及びスクールカウンセラーの利用度を高め、いじめの早期発見に努める。

7 相談室連絡会議

長期欠席者や相談室登校者について、いじめとの関連がないかを確認・協議する。

8 いじめの事項に関する集約

面談・生活指導週間のアンケート等による担任からの生徒情報は学年主任が集約し、相談室会議等の生徒情報とともに生徒指導課長（または教頭）が管理する。

【年間計画表】SC：スクールカウンセラー

	いじめ防止の取組	早期発見の取組	取組の内容
4月	構成的グループエンカウンター研修会		・「人間関係づくり」のための具体的な方策について教職員で研修
		入学式	・新入生保護者に教育相談室とSCについて紹介・説明
	構成的グループエンカウンター		・生徒間の相互理解及び人間関係の構築 各クラスで実施
		担任との面談 ネット依存テスト	・担任はいじめ問題について調査 ・ネット依存・情報モラルについての調査
	いじめ防止対策委員会		・年間計画の確認
5月		PTA総会	・保護者に、教育相談室とSCの紹介と説明
		心の教育	・いじめ発生時の連絡と、保護者との連携体制を構築
6月	東陵祭への参加		・人間関係の構築、役割遂行による自己有用感と社会性の育成
		情報モラル講座 生活指導週間	・ネット依存・情報モラル講座を全学年対象で実施 ・担任は自己診断シートの【健康・友人関係】欄を調べ、いじめの有無を確認
7月		学年別保護者会	・保護者に、教育相談室とSCの紹介と説明
	球技大会		・人間関係の構築、役割遂行による自己有用感と社会性の育成
	保育介護体験実習		・弱者へのいたわりの気持ち、自己有用感の育成
	授業アンケート		・授業改善の資料作成
		三者面談	・担任はいじめ等がないかを確認
9月 10月	体育大会		・人間関係の構築、役割遂行による自己有用感と社会性の育成
	いじめ防止対策委員会		・取組の進捗状況の確認
11月	職員研修（研修課主催）	いじめアンケート	・いじめの実態とその対応についての研修 ・クラスごとに記名式で実施 記述があった生徒への面談等の確認作業
12月	修学旅行 球技大会		・人間関係の構築、役割遂行による自己有用感と社会性の育成
1月 2月 3月		生活指導週間	・担任は自己診断シートの【健康・友人関係】欄を調べ、いじめの有無を確認
	いじめ防止対策委員会		・取組成果の検証と改善

※「教科指導を通じてのいじめ防止教育」「情報モラル教育」「分かる授業の実施」は年間を通じて実施する。携帯・スマートフォン等に関するアンケートや「情報モラル講座」を適切な時期に実施する。

※生徒向け「教育相談だより」は年間8回程度発行する。

第5章 いじめに対する措置

1 いじめの認知・発見

被害者本人・保護者からの訴え
生活指導週間のアンケートによる認知
友人等外部からの通報

最初に認知した教職員
報告



いじめ防止対策委員会（教頭・生徒指導課長・教育相談課長・学年主任・養護教諭）

※いじめであるかの判断



2 対応チームの編成（専門委員会）

校長・副校長・教頭・生徒指導課長・教育相談室長・学年主任・担任・養護教諭
部活動顧問・スクールカウンセラー

※必要に応じて柔軟に対応

3 初期対応（事実確認）

- (1) 加害・被害生徒双方からの事情聴取（担任・副担任・学年主任、状況により生徒課職員）
- (2) 情報の整理（言い分の相違点の確認）



校長は第一報を教育委員会へ報告

※事情聴取の際の留意点

- a 加害生徒・被害生徒は別室にて個別に事情聴取する。
- b 事情聴取は必ず複数で行う。
- c 細部にわたって記録する。
- d 双方の言い分の相違点があれば聴取を継続し合致させる。

4 二次対応

- (1) 生徒指導会議を開き、事実関係を確認し、状況に応じて指導原案を作成する。
- (2) 家庭謹慎等の指導が必要と認められた場合は、校長より指導を申しわたす。
- (3) 専門委員会の指示・支援に従って、被害生徒への支援・ケアは教育相談課・学年を中心に、加害生徒の指導は生徒指導課・学年を中心に行う。
(担任・副担任・学年主任・教育相談担当・部活動顧問・スクールカウンセラー)
- (4) 保護者への対応をする。(管理職・学年主任・担任)
- (5) 関係機関への対応をする。(管理職)

5 家庭への連絡・訪問

- (1) 双方の保護者に連絡をする。
(事実関係・学校のとった措置等)
- (2) 必要に応じて家庭訪問をし、反省状況を確認する。
- (3) 事後の協力を依頼する。

6 謝罪指導

- (1) 保護者同席のもと、被害者に謝罪をさせる。
- (2) いじめは絶対にいけないことを理解させる。

7 報告書の作成

- (1) 報告書を作成し教育委員会へ報告する。(作成者 生徒指導課長)
- (2) 報告書は時系列に従い、詳細を記録する。

8 職員会議・専門委員会

- (1) 職員会議にて事件の全容・指導措置・事後のアフターケアを報告する。
- (2) いじめの実態、原因と分析、考察、事後指導のあり方、教職員の支援体制、保護者への連絡や協力要請等協議する。(専門委員会)

9 公表・報道

- (1) マスコミ・報道関係・教育委員会への対応、部外者への公表は管理職が行う。

10 事後処理・関係する集団(学年・HR・部活動)への指導・支援

- (1) 双方の生徒・保護者への指導と心のケアを行う。必要に応じて、関係する集団全体に対しても行う。指導及びケアは、3ヶ月を目安として実施し、状況に応じて継続する。
- (2) 必要に応じて保護者会を開催し、概要の説明をするとともに、いじめ根絶に向けて協力を依頼する。
- (3) 再発防止に向けて、関係者で具体的な方策を検討する。(専門委員会)

第6章 重大事態への対処

1 重大事態の認知

次に掲げる場合、重大事態と認知し、県教育委員会に報告した上で、県教育委員会又は本校の下に調査組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。年間30日を目安とし、1週間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手する。

(3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 県教育委員会への報告

(1) 重大事態が発生した場合、校長はその概要を県教育委員会へ報告する。

(2) 県教育委員会は、重大事態の調査の主体が県教育委員会と本校のどちらであるべきかを判断し、その旨を本校に指示する。

3 調査組織による調査

(1) 本校が調査主体の場合

県教育委員会の指導・助言のもと、以下のような手順で対応に当たる。

ア 調査組織の設置

「いじめ防止対策委員会」(第2章参照)を母体とし、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加える。その際、調査の公平性・中立性が確保されるように留意する。

イ 調査の実施

① (いじめの事実関係の明確化)

- ・いつ(いつ頃から)
- ・誰から行われ
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校、教職員がどのように対応したか

② (被害生徒の学校復帰への配慮)

これらの調査は、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査によって行われることが考えられるが、この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。例えば、質問票によって個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないようにする。

③（調査対象となる在校生やその保護者への説明）

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

ウ 生徒が自殺した場合の調査

- ①当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議する。
- ②再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら、自殺の背景調査を行い、死に至った経過を検証する。
- ③在校生やその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ④調査の目的、調査組織の構成、調査の期間と方法、入手した資料の取扱いと遺族に対する説明のあり方、調査結果の公表に関する方針等について、出来る限り遺族と合意しておく。

（２）県教育委員会が調査主体の場合

県教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

4 被害生徒への支援・継続的なケア、及び加害生徒への指導

第5章と同様に行う。

5 調査結果の県教育委員会への報告

6 被害生徒・保護者への調査結果の提供

- （１）調査によって明らかになった事実関係について、県教育委員会の指導に従い、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。（経過報告を含む。）
- （２）関係者の個人情報に十分配慮する。

7 調査結果を踏まえた必要な措置（県教育委員会の指示を仰ぐ。）

8 報道対応

- （１）窓口を一本化する。（副校長又は教頭）
- （２）情報の公開内容については県教育委員会の指示を仰ぐ。